

○小西洋之君 立憲民主・社民の小西洋でございます。

我が会派は、この議案であります防衛省の職員給与法については賛成でございます。

その関連でございますけれども、ちよつとその前に、この質疑の中ではございますが、今日、防衛省職員として長きにわたりました日本の防衛政策を引っ張ってくださいました菅原人事局長がお亡くなりになり、今日この時間、御葬儀というふうに伺っております。私も、昨年の地元千葉の台風十五号のあの災害のときには、菅原さんは統幕の総括官として、自衛隊の災害派遣、二千名の、破壊された屋根をブルーシートを覆う、二千名の自衛隊のブルーシート部隊をリーダーシップを發揮してつくってくださったわけでございますけれども、菅原氏の我が国の防衛政策に対する貢献に心から敬意を表し、また、この場で、お借りいたしましたして、御冥福を申し上げます。

では、質疑の方に移らせていただきたいと思います。

この給与法の、この度、ボーナスの削減でございますけれども、その対象となる者のうち、防衛大学の学ぶ者、また防衛医科大学校で学ぶ者が入るわけでございますけれども、そのうち、防衛大学校卒業生のいわゆる任官辞退が本委員会でも

何度か取り上げられておりますけれども、政府参考人に伺いますが、過去七年間の任官辞退者の卒業生の数におけるその割合について答弁いただけますでしょうか。委員の先生方は、資料のページ目でございます。

○政府参考人(岩元達弘君) お答えいたします。令和元年度を含む過去七年間の平均で申し上げますと、本科卒業生のうち留学生を除いた人数が四百三十九名、任官辞退者数は三十四名でありまして、卒業者数に占める任官辞退者数の割合は七・七％となります。

○小西洋之君 七年間を通じて七・七％というところで、この前、安保法制が、我々強行採決と言っておりますけど、採決をされた以降に比率が上がっているように見れるところでございます。

防衛大臣、伺いますが、この平均七・七％、近年は八％を超えて一〇％に至るような数字になっておりますけれども、この数字についてどのような所感をお持ちでしょうか。

○国務大臣(岸信夫君) その数字が高い低いということではなくて、やはり防衛大学校、防衛医大、そうした将来自衛官として中樞を担っていくその人材が途中で流出してしまうということ自体は非常に残念なことだというふうに思います。

今少子化が進んでいる中で、自衛隊としての人員の確保、特に優秀な人員の確保ということが大

きな課題になっているところがございますので、しっかりその対策も含めて遂行しているところでございます。

○小西洋之君 この防衛大学校の学生さん含め自衛官になる者は、服務の宣誓ですね、日本国憲法を遵守しから始まり、事に臨んでは危険を顧みず身をもつて責務の完遂に務め、もつて国民の負託に応える、この服務の宣誓の誓いが個々の自衛官の皆さんにおいて一点の曇りもない誓いになるように、安保法制を始め、我が国のこの防衛政策というのは今非常に大きな議論の中にあるわけでございますけれども、その責任を我々外交防衛委員会はしっかりと、国会は果たしていかなければいけないというふうに思うところでございます。

では、次の点に移らせていただきました。人事の関係ということで、自衛官出身者の大使任命というのが戦後初めて行われております。資料の二ページでございますけれども、アフリカのジブチですね、大塚大使が任命をされているところでございます。

防衛大臣、この大塚大使の任命の理由は何でしょうか。

○国務大臣(岸信夫君) 大塚大使は、ジブチへの任命ということは、あくまで本人のキャリア、そういったことから、適材適所の観点から行われたものと、こういうふうに承知しております。

○小西洋之君 河野防衛大臣はもう少しその適材適所の具体的な内容について会見で述べているんですけども、それを御紹介いただきつつ、大臣の見解をお願いいたします。

○国務大臣（岸信夫君） 河野大臣が会見で大塚氏についてコメントを送られておりますが、委員会の場で私がそのことを触れることは控えさせていただきますが、あくまで適材適所の観点から行われたと、こういうふうに承知をしているところでございます。

○小西洋之君 防衛大臣が公式の記者会見の場で国民に対して述べていることを、なぜ国民の代表機関の国会で現防衛大臣が答えられないのか。

河野大臣がどう述べたのかを御紹介いただき、大臣の任命理由について御説明ください。

○国務大臣（岸信夫君） 今お尋ねの件でございますが、九月十一日の会見のとき、記者からの質問に大臣答えられています。

質問は、大塚さんのジブチの就任ですけど、自衛官が大使に就任するのは戦後初めてということ、今回こうしたことを持つ意義をどう捉えていますか、こういうような趣旨の問いがありました。

それに対して、ジブチには、海賊対処や情報収集を始め、自衛隊が拠点として置かさせていただいているということでございますので、そういう

任務を理解している大使が赴任されるということ、連携という意味で非常に重要だということに思っております。初めてこういう人事が行われました、今後どうなるかというのは、これは予断を持って申し上げることは控えますけど、私も情報本部長としての大塚本部長と仕事もさせていたでいて、仕事ぶり、人間性、好ましく思っていると申し上げてよろしいかというふうに思います。日本の顔として、このジブチで活躍されることを期待している、こういうコメントがあつたと承知をしております。

○小西洋之君 ちょっと関連で、ちょっと問いの順番を変えさせていただきましたが、防衛省として、このジブチですね、防衛省・自衛隊として、この拠点としてどういう戦略的な意義がある場所だと考えているでしょうか。また、その関連で、集団的自衛権行使の立法事実としてホルムズ海峡事例を挙げられておりましたけれども、仮にホルムズ海峡事例が起きたときですね、これ政府は起きることを例として挙げているわけですが、起きたときに、ジブチはどのような戦略的な、軍事政策的な、軍事戦略的な意義を有する場所としてお考えでしょうか。

○国務大臣（岸信夫君） 防衛省・自衛隊では、海賊対処行動を効果的に実施するために、平成二十三年六月からジブチにおける活動拠点を運用し

ているところでございます。

これまでのこのジブチの活動拠点は、海賊対処に加えて、南スーダンのPKOの派遣部隊への物資の輸送、それから西アフリカにおけるエボラ出血熱の流行に対する国際緊急援助活動に対しての中継場所、そしてジブチ軍に対する災害対処能力強化支援事業といったことに活用されているところでございます。

人道的な側面も含めて地域の安定に寄与してきたとすると、こういうふうにご考えておるところでございます。（発言する者あり）

失礼しました。集団的自衛権の行使との関係ですが、他国に対します武力攻撃の一環として敷設された機雷を除去する行為というのが武力行使に当たりますと、存立危機事態に該当し得る事例として説明してきていますホルムズ海峡における機雷掃海については、機雷が敷設された後、事実上の停戦状態となり、戦闘行為はもはや行われていないと、ただ、正式な停戦が行われず、遺棄機雷とは認められないようなケースですと、こういうことでございます。機雷の掃海は、その性質上あくまでも受動的かつ限定的な行為で、外国の領域で行われるものであっても武力行使の三要件を満たすことではないということです。

このように、武力行使の三要件を満たす場合に例外的に外国の領域で行う武力の行使については、

このケースというものが該当し得る旨を説明してきているということでございます。

○小西洋之君 昨日文書で質問通告しているので、二つ目ちゃんと答えてください。

ホルムズ海峡事例が起きた場合に、ジブチというのは軍事的にどういう意義を有する拠点であるというふうに考えていらつしやいますか。この箇所だけ答弁いただけますか。

○国務大臣（岸信夫君） 失礼しました。

過去の例を申し上げたわけですが、現実問題として発生すること、これを現在の国際状況に照らして考えますと、具体的に想定しているというものではないので、仮定の御質問についてお答えすることは避けさせていただきますと思います。

○小西洋之君 今回の答弁ですが、ホルムズ海峡事例は、発生することは、現実に発生することは想定してないと、今政府は、集団的自衛権、限定的集団的自衛権を立法事実として国会で、安保国会のときに提出したホルムズ海峡事例は、現実には、今現時点ですね、発生するものとしては想定していないという政府の見解であると、そういうことで間違いないですか。

○国務大臣（岸信夫君） 現在の状況からすれば、具体的に想定しているものではないということでございます。

○小西洋之君 安保法制のときに現実に想定するとあれだけ言って、なぜ今想定されないというふうに変わったんですか。

○国務大臣（岸信夫君） 今のお問合せですけど、

安保法制のときには安倍総理も答弁で先ほど私が引用したようなことを答弁をしているわけですが、それでも、今の状況、今、今現時点でのその状況を考えれば想定していないということでございます。

○小西洋之君 二度目ですけども、今なぜ想定していないという見解になつているのか、かつて想定していて今なぜ想定していないのか、その理由を述べてください。

○国務大臣（岸信夫君） 当時の国際情勢に、現在の国際情勢について照らせば、現在の問題として発生することを具体的に想定をしているものではないかと、このように当時の安倍総理は答弁をされているというふうに思います。（発言する者あり）

○委員長（長峯誠君） 速記を止めてください。

〔速記中止〕

○委員長（長峯誠君） 速記を起こしてください。

○国務大臣（岸信夫君） 失礼しました。

集団的自衛権との関係でいえば、現在もそのような状態というものを、すなわち、ホルムズ海峡における機雷掃海というものは新三要件に該当する場合もあり得るわけですが、今現在の情勢とい

うことにおいていえば、現実の問題として発生するということでは想定をしていない。ですから、当時と変化はしていないと、こういうことでございます。

○小西洋之君 委員長、二回聞かせていただきましたが、私も質問時間限りがありますので、ちょっと理事会に政府からの見解を出していただきますので、

繰り返しになりますけど、ホルムズ海峡事例が発生し得るということで限定的集団的自衛権の立法事実として政府は主張したんですけども、それが今発生することは想定していない、その認識が変わった理由について、この委員会に文書で提出していただきたいと思ひます。

○委員長（長峯誠君） 後刻理事会にて協議いたします。

○小西洋之君 では、将来ホルムズ海峡事例が発生した場合に、ジブチはどういう軍事的な拠点になりますか。大臣、質問通告しておりますけれども。

○国務大臣（岸信夫君） 現在の、武力行使の三要件を満たす場合に例外的に外国の領域において行う武力の行使について、ホルムズ海峡での機雷掃海が該当し得る旨を説明してきましたけれども、今現在の国際情勢に照らせば、現実の問題として発生するというものを具体的に想定しているもの

ではございません。仮定の御質問についてお答えすることは差し控えさせていただきたいと思いません。

○小西洋之君 お答えいただけませんが、要は、そのジブチですね、海賊対処の拠点になることとして活動していること、自衛隊の唯一の海外の拠点ですけれども、そのことについては私も賛成でございます。

ただ、申し上げるまでもなく、あの地域は世界的に見ても、非常に軍事的な緊張がある地域のまさにもう近郊というか、ど真ん中というか、そこにあるわけでございまして、仮にあの地域でホルムズ海峡事例のような紛争が発生し、集団的自衛権を日本が発動して自衛隊が武力出動する場合には、間違いなく拠点として使われるでしょう。

そうしたことも含めて質問なんですが、私は、外交と国防というのは対極にあると思うんですね。外交の役割というのは、絶対にとにかく武力紛争は回避する、国際関係で我が国が問題が生じたときに、その問題を武力によらない手段でとにかく解決をする、このことを日本国憲法の九条、あるいは平和主義、国際協調主義は命令しているわけでございます。

その外交をつかさどるその最高責任者である大使に、武力を担当するこの自衛隊の出身者、自衛官を任命するというのは、先生方は資料配つてお

りますけれども、かつて陸軍の出身の大島氏がドイツの大使になり、いわゆるナチス・ドイツとムソリーニのイタリアと三国の軍事同盟を結んで国際的な米英との大きな緊張を起こし、結果的に日本を破滅の戦争へと導いてしまったわけでございます。

私は、平和ですね、軍事紛争をとにかく避ける、武力紛争をとにかく回避して、そのために死に物狂いで職務を全うするその大使に自衛官出身の者を任命するということは、外交と国防の本質に照らして、やっではないけないこと。特に日本国憲法及び戦前のこの痛恨の反省から、してはいけないことだというふうに考えますけれども、両大臣の見解をそれぞれいただきたいと思えます。

○国務大臣（茂木敏充君） 当然、日本として、様々な問題解決、対話を通じて行っていくと、こういう基本姿勢の下で、大使も含めて様々な人事も行っているところであります。

大使の人事については、御案内のとおり、防衛大臣が決めるわけではなくて、前大臣、多分、自衛官出身者が就くことの感想を述べたんだと思いますが、それぞれの知見や経験、そして相手国の事情などを含めて総合的に検討を行って、適材適所の考えに基づいて行うことといたしております。大使、在外公館の長として、外務大臣の命を受けて在外公館の事務を統括する立場にあると。つ

まり、外交的な任務を受けてその仕事を行う立場にあるということでありまして、外務大臣の職務上の命令に忠実に従う法律上の義務があるため、御指摘の懸念、これは当たらないと思っております。

○国務大臣（岸信夫君） 先ほどからの繰り返しになりますけれども、大塚氏のジブチ大使起用は適材適所ということでございます。今、外務大臣から答弁のあったとおりでございます。

○小西洋之君 任命、赴任地のジブチへの任命をされた茂木外務大臣なんですけれども。

赴任先で大使が外務大臣の命令の下に動くというのは、それは戦前も同じですよ。先生方、資料の三ページ、国会図書館から出していただいた資料が非常に教訓的でしたので、是非先生方お目通しいただきたいと思つて配付をさせていただきますけれども、この大島大使も、外務大臣、外務省の命令に背いて、自分の出身であるこの陸軍省、陸軍と結んで暴走をしたわけでございます。

私は、今の防衛省の職員、いわゆる制服組の皆さんが全員こんなことをするとか、そういうことを言っているわけではございません。ただ、私もかつて官僚の経験がありますけれども、自分の出身の親元とやはり結びついてしまう。そして、繰り返してございませぬけれども、武人でございますので、武力を回避するための意味究極の文官

である外交官とは対極の立場にある方でありますので、武人である方、国際紛争、国際関係の問題というものを最後武力によって、日本の場合は侵略を排撃する限定された個別的自衛権のみを行使できるわけでございますけれども、しかしその武力によって解決をする、そういう方を大使に任命するというのは、私は率直に国を誤る、そうしたおそれになるものだというふうに思うところでございます。(発言する者あり)

見解の相違、今、違う違うという声がありますけれども、こうしたことは、私はかつて官僚ですから容易に想像できます。今後、軍事拠点を持っている各地域の大使館に自衛官出身の大使を任命していく。あつという間に日本のこの外交政策に軍事的な影響を及ぼすこと、私は容易に、簡単にできると思います。それができないという方々は、恐縮でございますけれども、日本の政治あるいは行政の実情ということが十分にお分かりになっていないのではないかとこのことを思うところでございます。

では、その次の質問に移らせていただきますけれども、敵基地攻撃能力の問題。

敵基地攻撃能力について九月十一日に安倍総理の談話があり、その後、政府の中で検討しているということでございますけれども、あつ、茂木大臣、一問だけお付き合いいただけますか。今年、

今年にですね、今年度、今年のうちには一定の見解を出すということ、四ページ付けて、おっしゃっているところでございますけれども、今年中にそうした政府としての見解を出すのかどうか、防衛大臣、答弁をお願いします。

○国務大臣(岸信夫君) 九月十一日の談話で、今、菅総理からは所信表明でもお話がございましたとおり、この九月十一日の総理の談話を踏まえて、適切に、そしてあるべき方策をお示しをする、ということになっております。

○小西洋之君 談話を踏まえてですから、今年末までにと談話に書いてあるので、今年末までに、十二月末までに政府としての見解を出すということ、とでよろしいでしょうか。明確に答弁をお願いいたします。

○国務大臣(岸信夫君) これは菅総理もおっしゃっているとおおり、この談話を踏まえて議論を進める、あるべき方策を取りまとめていくと、こういうことでございます。

○小西洋之君 国会で政府が大きな防衛政策を検討します、それいつまでに検討する、出すのかというのを、それ答弁しなかったら、議会政治が成り立たないじゃないですか、大臣。明確に答えてください。

今年末までにと談話に書いてあるわけですから今年末までに出す、あるいは変えるんだつたら別

にそれは変えると言えればいい、あるいは決まっていなかったら決まっていけないというふうに言えればいいわけですから、今年末までに出すのかどうか、見解をですね、答弁ください。

○国務大臣(岸信夫君) ミサイル阻止の方策については今検討をしている最中でございます。そういった状況の下で、九月十一日の総理の談話を踏まえてあるべき方策を示すということでございます。

○小西洋之君 もう、ちよつと次に進ませていただきますけれども、この談話の中にも出てくるんですけれども、一定の何らかの見解を出すにしても、日本とアメリカの日米の基本的な役割分担、それは変えることがないというふうにおっしゃっております。

その後、五ページ以降、会議録を付けておりますけど、茂木大臣の会議録も付けさせていただいておりますけど、茂木大臣、答弁もされておりますけれども、日米の基本的な役割分担、日米同盟に関するですけれども、について、どのようなものか、御説明お願いできますでしょうか。五ページに大臣の答弁も付けておりますけど、日米の基本的な役割分担とは何かでございます。

○国務大臣(茂木敏充君) 日米間で我が国の防衛に際しては、基本的に、日本は防衛的な作戦を実施する一方で、他国の領域における武力の行使

については米国が実施するというそれぞれの役割がありまして、それに従ってやっているところでありまして、これ自体変更しよう、こういうものではないです。

○小西洋之君 ありがとうございます。

五ページの会議録では、主に打撃力はアメリカに、米国に依存し、防衛について日本が担う、こういう下の役割分担も変わらないというふうにおっしゃられています。

防衛大臣、この外務大臣の答弁されている日米の防衛に関する役割分担、これは当然防衛省も同じ認識ということでしょうか。

○国務大臣（岸信夫君） 政府として、これまで、いわゆる敵基地攻撃能力について、日米の役割分担の中で米国の打撃力に依存しております。

今後ともこうした日米間の基本的な役割分担を変更することは考えていないと、こういうことで説明をしております、ミサイル阻止に関する安全保障政策の新たな方針については、こうした考えを踏まえまして検討を進めているところでございます。

○小西洋之君 分かりました。

この安倍総理の談話、四ページですね、今おっしゃられた日米の基本的な役割分担を変えることはない、この談話にも書かれているし、談話の後の大臣答弁でもそのようにおっしゃられていると

ところでございます。

その後の下線を引いてあるところなんです、助け合うことのできる同盟はそのきずなを強くする、これによって、抑止力を高め、我が国への弾道ミサイル等による攻撃の可能性を一層低下させていくことが必要ではないでしょうかということ、この助け合うわけですが、ここで言う、この助け合うことができる同盟、これは具体的にどういうことを言っているのでしょうか。

日本がアメリカのために集団的自衛権を行うというようなことを言っているのか、あるいは、この談話の趣旨である二番のところに、弾道ミサイル、あるいは弾道ミサイル以外の新たな経空脅威、両方含めての新たな経空脅威ということをおっしゃるけれども、この新たな経空脅威にアメリカが打撃力を行使すると、で、そのアメリカの打撃力について自衛隊が支援を行う、そういった意味でのこの助け合うことができる、助け合うということをおっしゃるのでしょうか。この助け合うというのは具体的にどういうことを言っているのでしょうか。

○国務大臣（岸信夫君） 今御指摘の談話におけます助け合うということ云々の部分ですけれども、これは現在検討しておりますミサイル阻止に関する安全保障政策の新たな方針によって、我が国の抑止力を強化することを通じて、日米同盟全体と

しての抑止力を高め、我が国への弾道ミサイルへの可能性を一層低くしていくという考えを述べたものだと考えております。

○小西洋之君 今、談話の箇所を読み上げていただいていただけなんです、この助け合うというのは、具体的にどういう場合、ことを言っているのでしょうか。この助け合うのこの意味について答弁してください。

○国務大臣（岸信夫君） 先ほど答弁も申し上げました、いわゆる打撃力は米国に依存しているという部分もあると思います。そうした意味で、日米の役割分担ということから助け合うということに、文章になっているというふうにご覧になっております。

○小西洋之君 じゃ、政府参考人でも結構なんですけど、この助け合うというこの文言ですね、その意味として、この談話を踏まえて政府も検討しているということですから、この助け合うという言葉は、アメリカがいわゆる敵基地攻撃能力の打撃力を行っているときに、それを自衛隊が支援する、何らかのサポートをする、そうしたことも意味としては含まれている、少なくとも排除はされていない、そういう理解でよろしいでしょうか。

○政府参考人（岡真臣君） お答え申し上げます。御指摘の談話の中の助け合うことのできる同盟という部分についてでございますけれども、ここ

は先ほど大臣からも答弁申し上げたところがございます。まずけれども、この抑止力をいかに高めていくのかと、そして我が国への弾道ミサイル等による攻撃の可能性を一層低下させていくことができるか、そのためにどのような能力が考えられるのかといったことについて現在検討しているところでございます。まして、政府としての考え方、まだ今の時点で結論出ておりませんので、これ以上についてお答えすることはできる段階にはないというところでございます。

○小西洋之君 いや、その安倍総理が談話を出した段階で、当時の安倍総理としてどういう意味を談話として入れているのか、かつ、これを踏まえて政府は検討するんですから、これを政府としてどういう意味として、この助け合うということは、日本語が現に書かれているわけですから、どういう意味なのか答弁してください。

○政府参考人（岡真臣君） 先ほど申し上げましたけれども、いかにこの抑止力を高めていくのかと、我が国の抑止力を強化することによって日米同盟全体としての抑止力を高めて我が国への弾道ミサイルなどの可能性を一層低下させていくのかということ、こういう考え方について現在政府内で検討していることでございます。

○小西洋之君 ちょっと三回目で、もう私の残り十五分ちよつとしかありませんので、文書で出し

ていただけますか。

この助け合うって、具体的にどういう場合を意味しているか、政府としてはどういう意味だと認識しているのかについて、委員会に文書の提出をお願いいたします。

○委員長（長峯誠君） 後刻理事会にて協議をいたします。

○小西洋之君 ありがとうございます。

では、重ねて質問をさせていただきます。

これ、ちよつと確認ですけれども、これまでこの敵基地攻撃能力、先ほど、あつ、茂木大臣、じや、こちら退室いただいて結構でございます。

○委員長（長峯誠君） では、茂木大臣は御退席いただいて結構です。

○小西洋之君 このいわゆる敵基地攻撃能力でございますけれども、従前のこの政府の答弁というのは、これはあくまでアメリカに委ねている、先ほどもそういう答弁をされておりましたけれども、まあ盾と矛とよく言われていますけれども、アメリカの矛の打撃力に委ねているという政府のこの見解をずっと言ってきたわけでございますけれども、そうした見解は今も維持しているということよろしいですか。防衛大臣。

○国務大臣（岸信夫君） 政府として、敵基地攻撃能力について、日米の役割分担の中で米国の打撃力に依存していると、今後ともこうした日米間

の基本的な役割分担を変更することは考えていないと説明してきておりまして、現在もその考えを維持しておるところでございます。

○小西洋之君 では、そのアメリカの打撃力に依存している、そしてそういう日米の基本的な役割分担を変えるつもり現時点はないということですが、これを将来変えることがあり得るといふことでしょうか。

○国務大臣（岸信夫君） ミサイル阻止に関するこの安保政策の新たな方針について、今様々検討しているとございましてけれども、あくまでもこのこれまでの考え方を、先ほど述べさせていただきましてけれども、現在もこの考え方を維持しているということでございます。

○小西洋之君 いや、今は、今日この瞬間は維持しているけれども、将来にそのことを変えることを想定しているのでしょうか。

ここで委員の先生方もお気付きだと思っておりますけれども、この日米の基本的な役割分担、それは五ページに答弁がありますけれども、主な打撃力はアメリカに依存し、防衛についてという、ここは変えないというふうに通じているんですね、言っていると。

そうすると、ここを変えないんですたら、日本は敵基地攻撃能力をやるというのは一体どういう場合なのかというのが私の問題意識なんですけれ

ども、もう一回聞きますけれども、もう一度伺いますけれども、アメリカに、いわゆる敵基地攻撃能力のこの遂行、打撃力はアメリカに依存する、そうした考えを変える可能性がある、変えることも想定しているということでしょうか。

○国務大臣（岸信夫君） 先ほど述べましたことですね、現在もこの考え方を維持している、こういうことで一貫をしておるところでございます。

○小西洋之君 だから、それを将来変えることがあるんですかということ、あるいは変えることも想定して検討しているんですかということ、三度目の質問でございます。

○国務大臣（岸信夫君） そういうことを踏まえて今後検討をしているということでございます。

○小西洋之君 そういうこと、何を踏まえて何を検討されているのでしょうか。

アメリカに打撃力を依存する、これを変えることも想定しているのでしょうか。四度目の質問です。

○国務大臣（岸信夫君） 同じ御質問なので同じ答えになつてしまうんですけども、現在もこの考え方を維持していると、その考え方を踏まえて今検討を進めているということでございます。

○小西洋之君 そのおっしゃった、その今進めている検討の中に、アメリカに打撃力を依存する、

そうしたありよう、在り方を変えることも含まれているのでしょうか。

○国務大臣（岸信夫君） ただいま検討中でございます。まして、結論が出ていないこととございますので、答弁は差し控えさせていただきたいと思っております。

○小西洋之君 いや、政府はもちろん、憲法と法律の下で条約、法律の下でいろんなことを検討されるんですが、国の在り方に関わるような、国防の基本的な方針とかスタンスを国会で答弁しない。事前に答弁しないんだったら、これ議会政治、議院内閣制成り立ちませんので、答弁いただけますでしょうか。

五度目の質問ですけども、打撃力はアメリカに依存する、この基本的なありようを将来変更することがあり得ると、そういう検討をなさっているのでしょうか。

○国務大臣（岸信夫君） いずれにいたしましても、この検討というものは、我が国の憲法を遵守し、そして国際法の下で行っているということとでございます。

○小西洋之君 五回質問しましたので、でしたらもう文書を出してください、今答えないんですから、この委員会に。私が質問した、打撃力はアメリカに依存すると、いわゆる敵基地攻撃能力の

すね、そうした在り方を変えることも含め検討をしているのかどうかについて委員会に文書提出を求めます。

○委員長（長峯誠君） 後刻理事会にて協議いたします。

○小西洋之君 この敵基地攻撃能力ですけども、先生方、六ページ以降、失礼しました、九ページ以降の、九ページの会議録を御覧いただけますでしょうか。我が国の武力行使の要件ですね、安倍政権の下の新三要件も含めて、他に手段がない場合でなければ国家究極の手段である武力を発動することはできないというのが、そこは要件としてはある、変わっていないところで、あるところでございます。

そうしたときに、日本は日米同盟を結んでありますので、この九ページの例えば真ん中の昭和三十一年二月の二十九日の答弁御覧いただきたいと思うんですけども、恐らくアメリカの空下の活動あるいは艦船の活動ということがあると思えますので、いわゆる他に方法がある、つまり、日米同盟に基づくアメリカの打撃力が遂行される場合、そのことによって敵基地攻撃能力を日本が軍事政策的にする必要がないという場合には、日本がこの敵基地攻撃能力はできないんだということを言っているわけでございますけれども、こうした日米同盟に基づく打撃、アメリカの打撃力によって、

ミサイルで結構なんですけれども、相手国のミサイルの基地あるいは策源地といったものが、軍事的に日本の脅威が取り除かれるのであれば、日本は敵基地攻撃能力は持っているも遂行はできない、そうした見解は今政府も変わらないということでしょうか。

○国務大臣（岸信夫君） 政府は、従来から、昭和三十一年の統一見解、これを踏まえて、誘導弾等による攻撃が行われた場合、そのような攻撃を防ぐのに万やむを得ない必要最小限度の措置をとること、例えば誘導弾等による攻撃を防御すること、ほかに手段がないと認められる限り、誘導弾等の基地をたたくことは、法理的には自衛の範囲に含まれると、こういうことでございます。（発言する者あり）一般論、一般的な、一般見解を維持しているということです。

その上で、御指摘の件でございます。他に手段がないと認められるかを含めて、我が国としていかなる状況において講ずるいかなる措置が自衛の範囲に含まれるか、こういうことについては、実際に発生をした武力攻撃の規模、態様等に即して個別具体的に判断されるものであるということであると思えます。

○小西洋之君 全く答えていないんですけど、過去、この今御紹介している国会答弁を含め、政策論なわけですから、具体的に発生し得る状況を設

定して、それについて政府としてどう答えるかということを質問して、過去の政府は誠実に答弁をしているわけでございます。

もう一度伺います。ある、日本に対してミサイル攻撃をしてくる国が現れたと、ただ、それは日米同盟に基づくアメリカの打撃力によってそのミサイルによる日本国民の生命、身体等へのこの脅威が軍事的に取り除かれるのであれば、それは他手段がないことにはならないので、日本は敵基地攻撃能力を持っていても遂行できない、そういう考え方、見解で今の政府も同じということでしょうか。違っているらしたら、違っている理由を答弁してください。

○国務大臣（岸信夫君） 個別具体的なケースで御答弁することは差し控えさせていただきたいと思えますが、他に手段がないと認められるときに、という条件が付いておるとございまして。他に手段があると認められれば敵基地攻撃をすることはできないと、自衛の範囲を超えるということだと思えます。

○小西洋之君 それ、今おっしゃった他に手段があるケースとして、アメリカの打撃力によってミサイルの脅威が、軍事的な脅威が取り除かれるのであれば、この憲法九条の規範の下に、日本は敵基地攻撃能力を持っていても遂行することはできない、そういうことでよろしいですか。三度目で

す。

○国務大臣（岸信夫君） いかなる場合、他に手段がないと認められるかどうかということについては、我が国として、いかなる状況において講ずるいかなる措置が自衛の範囲に含まれるかということについて、実際に発生をした武力攻撃の規模態様に即して個別具体的に判断をされるものというふうにご考えております。

例えば、今の米軍等の他国の支援で、支援の有無が、といった限られた要件のみでもって判断できるものではないということでございます。

○小西洋之君 いや、過去は、過去のそれ以上の政府答弁というのは、限られた要件とおっしゃいましたけれども、アメリカの打撃力に委ねるといのが政府の基本方針なわけですよ。もちろん、その、ある軍事的な問題が起きたときに、いろんな要件を総合的に判断するわけでございますけれども、そうはいっても、議論の上では問題設定はできるわけですから、アメリカの打撃力によって相手国のミサイルの脅威が取り除かれるのであれば、我が国は敵基地攻撃能力を持っていても遂行できないとかどうかについて、過去の政府答弁というのは、他の適当な手段がない場合にはならないので遂行はできませんということを繰り返し答弁しているわけでございますけれども。

ちよっと委員長にお許しいただき、お願いした

いんですけれども、これ全く先ほどから本質的な質問、答弁されていないので、今私が申し上げたことを政府として見解を委員会に文書で出していただけるようお願いいたします。

○委員長（長峯誠君） 後刻理事会において協議いたします。

○小西洋之君 ありがとうございます。

では、もう一つ重ねて伺いますけれども、質問、全部質問通告に応じてやっていますので、この質問は、かつて田中角栄総理が、一九七二年の十月三十一日、これ衆議院の本会議答弁でございまして、「専守防衛ないし専守防衛というのは、防衛上の必要からも相手の基地を攻撃することなく、」です。ね、繰り返します。「専守防衛ないし専守防衛」というのは、防衛上の必要からも相手の基地を攻撃することなく、もっぱらわが国土及びその周辺において防衛を行なうということでございまして、これはわが国防衛の基本的な方針であり、この考え方を変えるということは全くありません。」というふうに答弁をされています。

この田中角栄総理の答弁ですね、専守防衛というのは、防衛上の必要からも相手の基地を攻撃することなくという見解は、現在の政府も維持しているのでしょうか。変えているのであれば、その理由を答弁してください。

○国務大臣（岸信夫君） 専守防衛ですね、相手

からの武力攻撃を受けたときに初めて防衛力行使をし、その態様からも自衛のための必要最小限にとどめ、また、保持する防衛力も自衛のための必要最小限のものに限ると、こういった憲法の精神にのっとった受動的な防衛戦略の姿勢というものでございます。委員のおっしゃったとおり、我が国の防衛の基本的な方針であるということでございます。

○小西洋之君 いや、私の質問は、今大臣が答弁されたその専守防衛の中身を聞くんじゃなくて、田中角栄総理の、その専守防衛というのは、防衛上の必要からも相手の基地を攻撃することなくと言っているの、専守防衛である限りはいわゆる敵基地攻撃能力というものはやらない、できないんだということ述べているわけですけども、そうした見解は今の政府も同じですか。変えているんだしたら変えている理由、それだけを答弁してください。

○国務大臣（岸信夫君） 田中総理は、これは武力行使の目的を持って武装した部隊を他国の領土、領海、領空に派遣するいわゆる海外派兵は、一般の自衛のための最小限度、必要最小限度を超えるものである、憲法上許されないと解してきている、この専守防衛という考え方と、それといわゆる海外派兵について併せて述べられたものというふうにご考えております。

考え方としては、この考えを堅持していくというところについて変わりはありません。

○小西洋之君 じゃ、この田中角栄総理の答弁のこの相手の基地を攻撃するというのは、このいわゆる一般的な海外派兵のこのみを行っているということ、というふうにご理解しているわけですか。でしたら、その根拠を示してください。

○委員長（長峯誠君） 速記を止めてください。

〔速記中止〕

○委員長（長峯誠君） 速記を起してください。

○国務大臣（岸信夫君） 田中角栄総理の、元総理の答弁というものは、専守防衛、これは先ほどのとおりなんですけれども、それといわゆる海外派兵が必要最小限度、自衛のための必要最小限度を超えるものであつて憲法上許されない、こう解していますということ併せて答弁したものと、こういうふうにご考えておるところでございます。

○小西洋之君 じゃ、その田中角栄総理の答弁は、敵基地、いわゆる敵基地攻撃能力のことは関知していないという、そういう理解でいるということですか。

○委員長（長峯誠君） 速記を止めてください。

〔速記中止〕

○委員長（長峯誠君） 速記を起してください。

○国務大臣（岸信夫君） 田中角栄総理の答弁は、専守防衛ないし専守防衛というのは、防衛上の必

要からも相手の基地を攻撃することなく、専ら我が国、我が国土及びその周辺において防衛を行うということをごさいます。これは我が国の国防、防衛の基本的な方針でありということをご述べられているものでございますので、先ほど、繰り返しになりますけれども、敵基地攻撃ということを想定をして述べたものではないというふうにご考えておるところでございます。

その上で、先ほど申しましたけれども、海外派兵とそれから専守防衛の考え方について田中総理は述べられたということでございます。

○小西洋之君 とんでもない答弁。

私の手元に、防衛省から提供を受けた平成十六年の防衛研究所の報告書があります。この中に、田中角栄総理の答弁が紹介されているんですね。私も会議録も見ましたけれども、まさに敵基地攻撃能力を実施することを否定しているという、そういう答弁というふうにして紹介されているわけでございます。これ、歴史の歪曲ですよ、そんなことやり始めたら。学術会議と同じじゃないですか、こんなこと。

もう時間が限られます。また委員会に文書提出求めますけれども、繰り返し、田中角栄総理のこの答弁をどういう意味として理解しているのか、私がかつき質疑して行ったことです。かつ、この防衛、今私が紹介した防衛研究所のこの見解との

関係も含めて委員会に文書の提出を要求いたします。

○委員長（長峯誠君） 後刻理事会において協議いたします。

○小西洋之君 もう一つ質問いたします。

仮に、一般論ですけれども、我が国が敵基地攻撃能力のこの装備ですね、それを、武装した場合に、当該装備というのは、新三要件の下の集団的自衛権、限定的な集団的自衛権でも使えるということでしょうか。

○国務大臣（岸信夫君） 敵基地能力の武力行使の新三要件に基づく限定的な集団的自衛権の行使でも使用することが可能かどうかという御質問ですね。

従来から、武力の行使の目的を持って武装した部隊を他国の領土、領空、領海へ派遣するといういわゆる海外派兵については、一般的に、自衛のための必要最小限度を超えるものであって、憲法上許されない、このように解しておるところでございます。

一方で、他方、政府としては、平成二十六年七月の閣議決定以前から、誘導弾等で、誘導弾等の基地をたたくなど、他国の領域における武力行動で自衛権発動の三要件、自衛権発動の三要件に該当するものがあれば、憲法上の理論としては、そのような行動を取ることが許されないわけではな

いとしてきております。

このような考え方は、平成二十六年七月の閣議決定に応じて示された武力行使の三要件の下で行われる自衛の措置としての武力の行使にそのまま当てはまるものと、このように考えております。

その上で、政府として、九月の談話で述べられました問題意識の下で、抑止力の強化するために、ミサイル阻止に関する安全保障の新たな方針について検討している、こういうことでございます。

○小西洋之君 この私の質問、全く答えていただいていないんですね。今の質問について文書提出を求めて、私の質疑、時間になっていますので、やむなく終わります。

委員長、お願いいたします。

○委員長（長峯誠君） 後刻理事会において協議をいたします。